

令和8年 第2回（定例）国 富 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和8年6月19日（金曜日）

議事日程（第4号）及び本日の会議に付した事件

令和8年6月19日 午前9時30分開会

日程 番号	議案等番号	付 議 事 件	備考
1	承認第4号	専決処分(国富町税条例の一部を改正する条例)	質疑・討論・採決
2	承認第5号	専決処分(国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
3	議案第30号	令和8年度国富町一般会計補正予算(第1号)について	
4	議案第31号	令和8年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
5	議案第32号	国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
6	議案第33号	工事請負契約〔令和8年度中央コミュニティセンター空調設備設置工事〕の締結について	
7	議案第34号	財産の取得(ノートパソコン機器の所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡)について	
8	同意第2号	国富町名誉町民の決定につき議会の同意を求めることについて	
9	同意第3号	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
10	請願第1号	町道本庄高校下線道路改良に関する請願	委員長報告 質疑・討論・採決
11	発議第3号	町道本庄高校下線未改良区間の道路環境の改善を求める決議	提案理由説明 質疑・討論・採決
12		議員派遣の件について	
13		総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について	継続審査・調査
14		文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について	
15		議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について	

出席議員（１３名）

１番	井戸川 紀代子君	２番	郡 一寛君
３番	竹田 貫紀君	４番	石山 和真君
５番	中村 繁樹君	６番	日高 英敏君
７番	山内 千秋君	８番	武田 幹夫君
９番	渡邊 静男君	１０番	河野 憲次君
１１番	谷口 勝君	１２番	近藤 智子君
１３番	穂寄 満弘君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 三好 秀敏君 主幹兼議事調査係長 日高 雄二君

説明のため出席した者の職氏名

町長	日高 利夫君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	坂本 透君
総合戦略課長	山下 玲君	財政課長	境田 伸一君
税務課長	長友 正登志君	町民生活課長	前田 耕作君
福祉課長	津留 慎義君	保健介護課長	横山 香代君
農林振興課長	春元 賢一郎君	農地整備課長	長友 寿隆君
都市建設課長	木下 輝彦君	上下水道課長	横山 寿彦君
会計管理者兼会計課長			猪股 宣宏君
教育総務課長	日高 佑二君	社会教育課長	桑畑 武美君
学校給食共同調理場所長			古賀 博之君
監査委員	横山 幸壽君		

午前9時30分 開議

【○議長（穂寄 満弘君）】 おはようございます。今期定例会も本日が最終日であります。

議員並びに執行部の皆様には、議事の進行にご協力をよろしくお願いします。

日程第1. 承認第4号

ただ今の出席議員数は13名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開会します。日程第1、承認第4号「専決処分（国富町税条例の一部を改正する条例）について」を議題とします。これから質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「討論なし」と認めます。これから、承認第4号「専決処分（国富町税条例の一部を改正する条例）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。承認第4号「専決処分（国富町税条例の一部を改正する条例）について」は原案のとおり可決されました。

日程第2. 承認第5号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第2、承認第5号「専決処分（国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について」を議題とします。これから質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「討論なし」と認めます。これから、承認第5号「専決処分（国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、承認第5号「専決処分（国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について」は原案のとおり可決されました。

日程第 3. 議案第 30 号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 3、議案第 30 号「令和 8 年度国富町一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。これから質疑を許します。近藤議員。

【○議員（12 番 近藤 智子君）】 歳出 19 ページの施設整備の樹木伐採委託料 300 万は、どこの樹木を伐採されるのかお聞きしたいと思います。

【○議長（穂寄 満弘君）】 都市建設課長。

【○都市建設課長（木下 輝彦君）】 樹木伐採委託料の場所ということですが、宮崎西警察署（仮称）移転に伴います運動公園再整備にかかる場所のほぼ全ての樹木を伐採する予定にしております。以上です。

【○議長（穂寄 満弘君）】 他にありませんか。河野議員。

【○議員（10 番 河野 憲次君）】 歳出の施設整備費の測量設計委託料について、12 日に説明があったと思うんですが、さらに詳しく教えていただきたいと思います。

【○議長（穂寄 満弘君）】 都市建設課長。

【○都市建設課長（木下 輝彦君）】 これについても宮崎西警察署（仮称）移転に伴います運動公園再整備にかかります測量設計委託料となっております。内容については遊具広場、駐車場、通路などの測量設計となっております。以上です。

【○議員（10 番 河野 憲次君）】 歳入の 16 ページに公共施設等整備基金繰入金 2,100 万とあり、この 2,100 万を繰り入れて、それが歳出の施設整備費にいつていますが、これは当初からできなかったのでしょうか。

【○議長（穂寄 満弘君）】 境田財政課長。

【○財政課長（境田 伸一君）】 今回この公共施設等整備基金繰入につきましては、7 年度に移転補償費等を県から歳入しております。それを 7 年度に一度公共施設基金に積立をしました。その分を今後この歳出の目である施設整備費、ここに事業費が出てくるとに、この基金の方を繰り入れていくということになります。当初ではこの歳出がでていなかったので、今回新たにこの歳出、施設整備費の 3,041 万 7,000 円の整備費に対して 2,100 万円を基金から繰り入れるということで今回計上しております。

【○議員（10 番 河野 憲次君）】 繰り入れたやつをまた繰り出したということですかね。分かりました。ありがとうございます。

【○議長（穂寄 満弘君）】 他に質疑ありませんか。近藤議員。

【○議員（12 番 近藤 智子君）】 もうひとつ、お聞きしたいと思います。20 ページに幼児教育アドバイザーとあって、幼児教育アドバイザーの活動支払いとあるのですが、幼児教育アドバイザーはどのようなことをされているのですか。金額はそんなに大きくないので

すが。

【○議長（穂寄 満弘君）】 津留福祉課長。

【○福祉課長（津留 慎義君）】 お答えいたします。これは県が市町村に委託して平成24年度から実施をしております幼保小連携接続推進体制整備事業という事業がありまして、これに関する歳出予算の中のひとつになっております。この事業は幼児期の教育保育と小学校教育とが円滑に接続できるように、幼稚園、保育所、認定こども園などと小学校の共通課題に関する連携した取り組み、そして幼児と児童との交流の機会、職員間の幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有した意見交換、事例研修などを実施するものであります。今年度の実施自治体は本町のほか都農町と日之影町の3自治体で事業期間は2年間というふうになっております。今後この実施にあたっては、福祉課と教育総務課が主体となって事業計画を策定しまして、実施していくことになっております。現時点での事業内容については、専門の講師を招いての先進事例による研修や幼児教育アドバイザーを選任して施設や学校での相談や助言の実施を想定しているところであります。これに要する費用をいくつか挙げさせていただいてる中のひとつとして、この幼児教育アドバイザーの活動謝礼という形で予算を計上しているところでございます。以上です。

【○議長（穂寄 満弘君）】 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これにて質疑を終結します。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 討論なしと認めます。これから議案第30号「令和8年度国富町一般会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。したがって、議案第30号「令和8年度国富町一般会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第31号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第4、議案第31号「令和8年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」議題とします。これから質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】「討論なし」と認めます。これから議案第31号「令和8年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従って議案第31号「令和8年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第32号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第5、議案第32号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。これから質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】「質疑なし」と認めます。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】「討論なし」と認めます。これから議案第32号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従って議案第32号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第33号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第6、議案第33号「工事請負契約〔令和8年度中央コミュニティセンター空調設備設置工事〕の締結について」を議題とします。これから質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】「質疑なし」と認めます。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】「討論なし」と認めます。これから議案第33号「工事請負契約〔令和8年度中央コミュニティセンター空調設備設置工事〕の締結について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第33号「工事請負契

約〔令和８年度中央コミュニティセンター空調設備設置工事〕の締結について〕は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 3 4 号

【○議長（穂寄 満弘君）】日程第 7、議案第 3 4 号「財産の取得（ノートパソコン機器の所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）について」を議題とします。これから質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】「質疑なし」と認めます。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】「討論なし」と認めます。これから議案第 3 4 号「財産の取得（ノートパソコン機器の所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。したがって、議案第 3 4 号「財産の取得（ノートパソコン機器の所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）について」は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 同意第 2 号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 8、同意第 2 号「国富町名誉町民の決定につき議会の同意を求めることについて」議題とします。これから質疑を許します。

【○議長（穂寄 満弘君）】 中村議員。

【○議員（5 番 中村 繁樹君）】 2, 3 ちょっと質問したいと思います。名誉町民になられた方には、どのような待遇や権利、顕彰措置が与えられるのか、また、報奨金、記念品の贈呈、葬儀など町葬の実施などを含め、将来的に町が負担する財政的責任について具体的に伺います。

【○議長（穂寄 満弘君）】 坂本総務課長。

【○総務課長（坂本 透君）】 礼遇についてお答えいたします。条例に規定してありまして、町の公の式典への参列、年額 2 0 万円の国富町名誉町民年金の支給、それから死亡の際の相当の礼を持ってする弔意、その他町長が必要と認めた待遇の 4 項目となっております。一応今回の補正予算につきましては、年金額 2 0 万円と記念品代、徽章と証書の記念品代分を計上させていただいてるところであります。将来必要になっていく部分につきましては、年金

額 20 万円が毎年支給されますのでその部分がでてくると思われます。以上お答えします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 中村議員。

【○議員（5 番 中村 繁樹君）】 ありがとうございます。今後相当の公費支出を伴う案件であることを踏まえまして、執行部が推薦委員会として十分な協議が尽くされたと認識しているのか、確認の質問になりますが、名誉町民推薦委員会はどのような構成員で組織されどのような選考理由で選ばれているのか、また 2 回ほど開催されているようですが、各回の審議時間、審議内容及び推薦に至るまでの検討経過について伺います。

【○議長（穂寄 満弘君）】 総務課長。

【○総務課長（坂本 透君）】 まず名誉町民推薦委員会の委員についてであります。国富町名誉町民条例施行規則第 7 条に委員会は次の各号に掲げるものをもって組織するとなっております。構成としましては、商工会会長、教育委員会委員、宮崎中央農業協同組合国富地区代表理事、区長会会長、婦人会会長、民生委員児童委員会会長、そしてその他町長が必要と認めた者 3 人の計 9 名であります。認めた者 3 人につきましては、元区長会長、元町議会議員、近年の町政の状況がよく分かる有識者を地域性も合わせて協議し選定をしております。それから、どのくらい集まりどのような議論をしたのかということだと思うんですけど、おっしゃられるとおり 2 回の推薦委員会を行っております。第 1 回目は 5 月 19 日に開催をいたしております、ここで、会長の選出とこれまでの経緯、推薦の理由につきまして担当課から説明をいたしております。この時に周囲の町民への意見徴収をお願いしますということで終了しております。第 2 回目につきましては、5 月 28 日に開催いたしまして、各委員の聞き取りました意見内容や委員自身の意見をいただいております。それぞれ 1 時間程度の会議を行っております。以上お答えします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 中村議員。

【○議員（5 番 中村 繁樹君）】 ありがとうございます。私は前町長の長年にわたる行政運営のご尽力については敬意を表すものであります。しかしながら、本町には歴代の町議会議員、県議会議員、町長を長年歴任された方や 6 期 24 年にわたり町長として町政発展に尽力され、極めて顕著な功績を残された 7 人の先人たちが名誉町民となられております。前町長の任期は 2 期 8 年であり、これまでの歴代受章者との比較検討はどのように行われたのか、また先日も私を含め 8 名の議員が一般質問に登壇しておりますが、すべての質問に対しまして、本町の厳しい財政状況であると実現が難しいとの答弁が複数ありました。この非常に厳しい財政状況でございますが、この報告書にも書かれておりますとおり前町長は、高邁な政治信念と卓越した政治手腕を持たれているのであれば、本町の厳しい財政状況は承知していると思いますが、この厳しい財政状況の中で公費負担を伴う顕彰であることを踏まえ前町長

ご本人のお考えやご意向について確認されたのかをお伺いします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 総務課長。

【○総務課長（坂本 透君）】 まず、これまでの名誉町民との功績の比較ということですが、推薦報告書を見ていただいたと思いますけれども、限られた財源の中、目まぐるしく変化する社会情勢の中、様々な町の課題に対しまして多角的に取り組まれているところで、これまで名誉町民の称号を受けられた町長の当時の功績に関する報告書と比較しましても、中別府氏の功績は遜色ないものだといえます。あと、任期につきましては、過去に2期で名誉町民になられている町長も実際におるという経緯はあります。それから、本人の意向につきましては、意向を伺った上での上程ということで確認はしておるところです。以上お答えします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 中村議員。

【○議員（5番 中村 繁樹君）】 ありがとうございます。

【○議長（穂寄 満弘君）】 他に質疑ありませんか。井戸川議員。

【○議員（1番 井戸川 紀代子君）】 同意第2号について質疑をいたします。候補者であります中別府尚文氏は、役場職員であられた頃から存じ上げております。町職員として精力的に職務を遂行されたこと、また、町長に就任されてからも長年にわたり町政の発展のために尽力されたことも、私は一町民として深く承知しております。その並々ならぬご功績と熱意に対しては心から敬意と感謝を表するものであります。重ねて今回委嘱されました国富町名誉町民推薦委員会におかれましては、丁寧な調査と報告書の作成にご尽力をいただきましたことを感謝申し上げます。私の質問は候補者個人を評価するものではなく、名誉町民という本町における最高位の顕彰制度の運用について確認するものであります。国富町名誉町民条例第1条には、公共の福祉の増進産業文化の進展又は社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著であって、町民が深く尊敬に値すると認めるものと規定されております。今回の推薦にあたり推薦委員会では、町長として長年その職責を果たされたことへの評価と条例が求める偉大な貢献及び顕著な功績とをどのように整理して判断されたのでしょうか。また、通常の公職における職務遂行による功績と名誉町民として顕彰すべき功績との違いについて、どのような議論がなされたのかお聞かせください。併せて今回の推薦は、歴代町長であること自体を評価されるものではなく、条例第1条に定める要件を個別具体的に審査した結果であるとの理解でよろしいのかも伺いいたします。以上です。

【○議長（穂寄 満弘君）】 総務課長。

【○総務課長（坂本 透君）】 過去の名誉町民の決定の事例を踏まえまして、手続きをただ今進めているところでございますが、町の考え方と言いますか私見も入ると思いますけれど

も、町長としての職責は、法令や条例に基づき行財政の円滑な執行や住民福祉の向上に最善を尽くす義務と責任であると認識をしております。これに対しまして、今回推薦いたしました顕著な功績とは、単に職責を全うしたというレベルにとどまるのではなく、町の未来を左右する重大な課題に対し卓越したリーダーシップをもって挑み、結果として現在の町の発展や町民生活の安定を実現しているという成果を示していると考えております。この部分が議員のおっしゃる顕著な功績にあたるのではないかというふうに考えているところです。以上お答えします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 よろしいですか。井戸川議員。他に質疑ありませんか。石山議員。

【○議員（4番 石山 和真君）】 質疑が重複するかもしれませんがよろしくお願いします。まず初めに、中別府前町長が長年にわたり国富町行政に尽力され多くの事業に取り組まれてきたことについては、報告書を拝見し私なりに理解したつもりです。しかしながら、私自身中別府前町長在任中の行政運営を直接見ていない立場であります。そして議員としてまだ経験も浅く国富町の歴史やこれまでの経緯について十分に把握できてない部分もあります。また名誉町民という称号は、町にとって大変重みのあるものと認識しています。将来に渡り町民の皆様からなぜ名誉町民になられたのかと問われた際に、町民代表の議員としてしっかり説明できるよう確認の意味で質問をさせていただきます。2点あります。1つ目、報告書には多くの事業や功績が記載されています。どの事業も町政にとって重要な取組であると理解しておりますが、その中でも特に評価された点、決め手となった功績はなんであったのか、選定基準である国富町名誉町民条例第1条と照らし合わせ具体的にお聞かせください。2点目です。報告書には各委員が色々な機会を捉え町民の方々から意見を聞いたところ異論はなかったと記載されております。私もその結果は尊重したいと思いますが、具体的にどのような機会や方法で町民に意見を聴取されたのかお聞かせください。以上です。

【○議長（穂寄 満弘君）】 総務課長。

【○総務課長（坂本 透君）】 国富町名誉町民条例第1条では、公共の福祉の推進、産業文化の進展又は社会公益上に偉大な貢献に対して称号を贈られるものであります。推薦報告書を見ていただいていると思いますけれども、功績の項目を条例に照らして合わせて分類するとすれば、安全安心対策、健康づくり対策、子育て支援対策、高齢化対策、定住化対策については、公共の福祉の増進に当たると考えます。同様に、農業振興対策、商工業の振興対策、教育環境の整備につきましては産業文化の進展にあたり、健全な財政運営の推進、その他地域振興対策は社会公益上の貢献に当たると考えます。推薦委員会ではこれらの功績につきまして、特に評価する点や決め手となる功績についての議論をしたわけではなく、あくまでも称号を

贈る条件にふさわしいかどうかを総合的に判断していただいたところです。それから、具体的にどのような機会や方法で町民への意見聴取をされたのかということですが、先程もお答えしましたが、第1回目の推薦委員会におきまして、委員の皆様は第2回目の推薦委員会までに周囲の方々に聞ける範囲で意見聴取をお願いしたところです。なお推薦委員会ではそれぞれの委員に対しまして、聴取していただきました意見の内容のみを伺ったところでありまして、意見聴取の機会、方法については確認をしておりません。以上お答えします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 他にありませんか。これにて質疑を終結します。これから討論を許します。まず原案に反対者の発言を許します。中村議員。

【○議員（5番 中村 繁樹君）】 私は本同意に反対の立場で討論をいたします。前町長の長年にわたるご功績に対しましては深く敬意を表するものであります。しかしながら、名誉町民は本町最高位の顕彰であります。その選考には極めて慎重な判断が求められますが、今回は2時間程度との審議内容でありました。歴代名誉町民との比較、公費負担との均衡、町民理解の観点から総合的に勘案し、現時点での授与は時期尚早であると判断いたしまして、反対いたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 次に原案に賛成者の発言を許します。山内議員。

【○議員（7番 山内 千秋君）】 ただ今議題になっております同意第2号について賛成の立場から討論したいと思います。昨年の9月議会において中別府前町長の名誉町民の推薦について一般質問をしましたところ、今年度速やかに名誉町民推薦委員会を設置し提案していただきましたことにつきまして、まずもって日高町長に対してお礼申し上げます。さて本件につきましては、名誉町民推薦委員会の会長から提出された報告書の詳細に記載してありますが、中別府前町長が在任中に成し遂げられた功績は枚挙にいとまありません。特に防災対策の強化、子育て支援や高齢者福祉の充実、商工業振興の地域経済活性化、農業振興、教育環境の整備、定住促進など卓越した先見性と強いリーダーシップを発揮され、あらゆる世代が安心して暮らせる町づくりに取り組まれました。さらに企業の誘致にも熱心に取り組まれ、ロームや宮崎西警察署（仮称）の誘致を実現されたことは大きな成果であったと思います。これらの中別府前町長の残された功績の数々は、町民の知るところであり、また町内に限らず各団体の理事長、理事役員として県内首長や団体からも厚い信頼を得られました。めまぐるしく変化する社会や経済情勢、頻発化する自然災害、新型コロナのまん延など期間中に逆風も多い中で、我が町の発展のために長年にわたり先頭に立って舵を取ってこられました。中別府前町長に対してその功績と献身的なご努力を称え、名誉町民の称号を贈ることは極めて妥当であり、まさに我が町の歴史に刻まれるべきであると考えます。以上、本同意案が議員各位の満場一致をもって可決されることを強く願いまして、私の賛成討論といたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 次に原案に反対者の発言を許します。郡議員。

【○議員（２番 郡 一覚君）】 私は本件に反対の立場から討論いたします。改めて私は中別府氏が長年にわたり町政に関わってこられたこと、また、町長として町政運営に尽力されてきたこと自体を否定するものではありません。先程の総務課長のご説明やまた、いただいた資料に示されているとおり在任中には、各分野における施策や取組があり、その努力に対しては敬意を表すものでございます。しかしながら、今回私達が判断すべきことは、町長としての職務を務められたことへの評価ではありません。問われているのは、名誉町民という本町において極めて重い称号を贈るにふさわしいかどうかであります。今回の資料には、様々な施策や実績が記載されています。これらの１つ１つを軽んずるものではありません。しかし、その多くは町長として、また行政として取り組むべき町政上の重要課題であり、職責の範囲内で行われた行政運営として見ることもできます。もちろん職も誠実に努めることは、尊いことです。しかし、誠実に職務を果たしてきた方は、役場職員、議員、各種団体、地域の方にも数多くおられます。この名誉町民という称号については功績があるかどうかだけでなく、条例にもありますように、その功績が通常の功労表彰を超えるほど卓越しているか町民に対して十分に説明できる特別性があるかを慎重に見極める必要があります。また、名誉町民には名誉だけでなく条例に基づく礼遇や特別年金など町費を伴う措置も含まれます。町民生活の負担感が大きい中で公金を伴う顕彰を行う以上、町民の皆様に対してなぜこの方が名誉町民なのかを明確に説明できることが必要です。今回の推薦について私は中別府氏のこれまでの歩みを否定したいわけではありません。感謝状や功労表彰などこれまでの町政の関与を称える方法は他にもあると思います。名誉町民という最上位に近い顕彰についてはより慎重であるべきです。もし町長を務め在任中に各種施策を行ったことを主な理由として名誉町民に推薦するのであれば、今後町長経験者をどのような基準で判断するのかという前例にもなります。名誉町民制度の重みを守るためにも、ここは安易に広めるべきではないと考えます。よって、私は本件について十分に賛成できる段階にはないとの判断から反対いたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 他に討論ありませんか。これにて討論を終結します。これから同意第２号「国富町名誉町民の決定につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手多数と認めます。従いまして、同意第２号「国富町名誉町民の決定につき議会の同意を求めることについて」はこれに同意することに決定しました。

日程第 9. 同意第 3 号

【**〇議長（穂寄 満弘君）**】 日程第 9、同意第 3 号「農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題いたします。これから質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【**〇議長（穂寄 満弘君）**】 「質疑なし」と認めます。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【**〇議長（穂寄 満弘君）**】 「討論なし」と認めます。これから同意第 3 号「農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【**〇議長（穂寄 満弘君）**】 挙手全員と認めます。従いまして同意第 3 号「農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」はこれに同意することに決定しました。

日程第 10. 請願第 1 号

【**〇議長（穂寄 満弘君）**】 日程第 10、令和 8 年請願第 1 号「町道本庄高校下線道路改良に関する請願」を議題とします。文教産業常任委員長の審査報告を求めます。文教産業常任委員長日高英敏君。

【**〇文教産業常任委員会委員長（6 番 日高 英敏君）**】 ただ今議題となりました令和 8 年請願第 1 号「町道本庄高校下線道路改良に関する請願」の審査経過と結果をご報告いたします。本請願につきましては、6 月 12 日、17 日の文教産業常任委員会におきまして慎重に審査を行いました。本請願の要旨は、町道本庄高校下線の本庄高校正門前から町道仲町下本庄線との交差点までの未改良区間で、車の離合も厳しく、狭くなっている箇所の道路改良を要望するものであります。本委員会の審査にあたりましては、紹介議員からの趣旨説明を聴取するとともに、執行部よりこれまでの計画の状況、概算事業費、事業導入の可能性等について説明を求め、本請願の内容について慎重に審査を行いました。審査の過程におきまして、委員からは、本請願には近隣住民及び地域のリーダーである 22 名もの区長が署名されており、この路線が地域住民そして通学する高校生にとっていかに切実かつ重要な課題であるか、その重みを厳粛に受け止めるべきであるとの意見が強く出されました。しかしながら、委員からは当該路線の狭隘な状況や、地域住民の不便については理解できるものの執行部の説明にあったとおり、用地の筆界未定の解消の見通しも立っていない、との指摘がされました。さらに町内には将来的な公共施設整備の需要があり、それらを総合的に勘案する必要があるとの意見も出ました。よって本請願は現時点での事業化が極めて困難であると判断せざるを

得ず、慎重に採決を行いました結果、賛成者なしで不採択とすべきものと決しました。以上報告いたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。
（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 質疑なしと認めます。これから討論を許します。まず原案に賛成者の発言を許します。中村議員。

【○議員（５番 中村 繁樹君）】 私は本請願に賛成の立場で討論いたします。本請願は以前は通学路として利用され、地域が毎日利用する町道の安全確保を求めるものであります。そして何より、多くの区長の皆様が地域の実情を踏まえ連名で提出された重みのある請願であります。私は、道路拡幅の実施を直ちに決定することを求めているではありません。まずは、地域住民の切実な声を議会として真摯に受け止め危険性や整備の可能性について、前向きに検討すべきであると考えます。子ども達や地域の安全は何より優先されるべき課題であります。住民の声に耳を傾ける議会であるためにも、本請願の採択をお願いし賛成討論いたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 他に討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これにて討論を終了します。これから令和８年請願第１号「町道本庄高校下線道路改良に関する請願」の採決を行います。お諮りします。この請願に対する委員長の報告は不採択です。令和８年請願第１号「町道本庄高校下線道路改良に関する請願」を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手少数と認めます。したがって令和８年請願第１号「町道本庄高校下線道路改良に関する請願」は不採択とすることに決定しました。

日程第１１．発議第３号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第１１、発議第３号「町道本庄高校下線未改良区間の道路環境の改善を求める決議」を議題とします。提案理由の説明を求めます。文教産業常任委員長日高英敏君。

【○文教産業常任委員会委員長（６番 日高 英敏君）】 ただいま議題となりました。発議第３号「町道本庄高校下線未改良区間の道路環境の改善を求める決議」について説明します。本案については、６月１７日の文教産業常任委員会において慎重に検討した結果、全会一致で決議を決定した次第であります。以下、決議の原案を読み上げ提案理由といたします。

発議第3号「町道本庄高校下線未改良区間の環境整備の改善を求める決議案」、宮崎県立本庄高校学校正門前から町道仲町下本庄線との交差点に至る町道本庄高校下線の未改良区間は道路幅員が極めて狭隘であり特に朝夕の時間帯は歩行者、自転車、そして車両が密集し離合も困難な状況にある。地域住民の交通事故に対する不安を解消し、安心して通行できる環境を迅速に構築するため下記の事項について、実効性のある交通安全対策を講じるよう強く要望する。1つ、即効性のある局所的な安全対策の実施、現道路の状況で直ちに実施可能な安全対策を講じること。具体的には防犯灯の設置、カーブミラーの調整、町道路側帯の草刈り等を実施すること。以上決議する。令和8年6月19日、国富町議会。

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから質疑をします。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 質疑なしと認めます。これから討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 討論なしと認めます。これから発議第3号「町道本庄高校下線未改良区間の道路環境の改善を求める決議」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手多数と認めます。したがって、発議第3号「町道本庄高校下線未改良区間の道路環境の改善を求める決議」は原案どおり可決されました。

日程第12. 議員派遣の件

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第12、派遣の件について議題とします。お諮りします。

議員派遣については国富町議会会議規則124条の規定により別紙のとおり派遣したいと思います。なお、計画の一部変更などについては、議長に委任を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 異議なしと認めます。したがって、議案派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

日程第13. 総務厚生常任委員会 閉会中の継続審査及び調査の申し出

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第13、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については会議規則第71条の規定によってお手元に配布した、申し出書のとおり委員長から申し出がありましたのでお諮りします。申し出のありました、総合開発計画、ス

スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、地球温暖化対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等所管事務に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 異議なしと認めます。従いまして、総務厚生常任委員会委員長の申し出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第１４．文教産業常任委員会 閉会中の継続審査及び調査の申し出

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第１４、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第７１条の規定によってお手元に配布した申し出書のとおり委員長から申し出がありましたのでお諮りします。申し出がありました教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、地球温暖化対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等所管事務に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 異議なしと認めます。したがって、文教産業常任委員会委員長の申し出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第１５．議会運営委員会 閉会中の継続審査及び調査の申し出

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第１５、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については会議規則第７１条の規定によりまして、お手元に配布をしました申出書のとおり委員長から申し出がありましたのでお諮りします。申し出のありました議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例・デジタル化の推進等）に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 異議なしと認めます。従いまして、議会運営委員会委員長の申し出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

【○議長（穂寄 満弘君）】 以上をもって本日の日程は全て終了しました。よって令和8年国富町議会第2回定例会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月19日

議 長 穂 寄 満 弘

署名議員 井戸川 紀代子

署名議員 日 高 英 敏